

平成 26 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

平成 26 年 9 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（29 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	君
15 番	君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（7 名）

5 番	武内正俊君	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	21 番	宮崎義一君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
36 番	梅田良二君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	藤崎眞二
主査	寺澤大介		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 47 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 49 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 50 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成 26 年第 9 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中にご出席いただき、ありがとうございました。8 日のひまわりの種まきはお疲れ様でした。現在 10cm 位でしょうか。よく育ってきていますが、草が多かったところで草から押されて成長しきらんとじゃなかろうかと思います。総会の後で本渡五和の農業委員の方には一帯を草引きしてもらおうかと思っていますのでよろしくお願いします。

先月権限委譲についてはお諮りいただいたと思いますけれど、権限委譲を受けるかどうかを今月の 16 日までに回答してくださいとのことでしたので、事務局長と話し合いをしまして権限委譲を受けることに致しました。月につきましてはこちらの希望で、ということでしたので、事務的なことも勉強しなければならないということで、来年の 7 月から受けることにしましたので報告しておきます。権限委譲になりますと、それぞれの委員さん方、自分も含めてですけれども責任が重くなりますので、今後の申請についてはより慎重に審議をお願いしたいと思います。それでは本日はよろしくお願いします。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 7 名から欠席の届出が出ておりますが総会は成立しております。それでは議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、16 番、川峯正美委員、17 番、川崎眞志男委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の田 467 m²を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。

申請地には水稻を栽培される計画です。

2番について説明します。栢宇土町の譲受人は栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田1,588㎡、畑433㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。

3番について説明します。本町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の畑5,365.37㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田3筆4,246㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、飼料稲を栽培される計画です。

5番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田1筆309㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

6番について説明します。五和町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、五和町の畑1筆96㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、花、野菜を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 7番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田5,767㎡畑5,410㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻、野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の田1筆816㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

9番について説明します。新和町の譲受人は、兵庫県姫路市の譲渡人より、新和町の田1筆2,124㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

10番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の田2筆1,974㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人は実家の親より贈与により取得されましたが、5年程前に体が不自由になり入院し、現在も入所しております。また、子どもも体調を崩し、農地の管理ができなくなったので、実家に農地を返したいというものです。場所は仏事会館天寿殿付近です。7、8年前から譲受人が水稻を栽培されておられます。経営内容は水稻、野菜を栽培されております。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。3条の2番について説明致します。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が100歳になられたということで、譲受人に贈与したいということでございます。譲受人は奥さんと二人で水稻を作付けされるそうです。場所は本渡から牛深方面へ国道266号線を走るとJA 栢宇土支所があります。その周辺です。地域の農地の利用調整にも協力しますのでご審議の程よろしく申し上げますとのことでした。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 3条の3番について説明します。34番、倉田です。場所ですが、旧本渡市より鬼池港に通じる広域農道がありますが、中間辺りです。ここには春先には芋づるの苗を作り、今からは玉ねぎの苗を作るということです。その合間にはサラダに使う野菜等を作るということでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。4番について説明致します。場所は、天草市五和支所から南東に1キロ位行ったところ。譲受人は牛を大々的に飼っておられる認定農家の方です。田には飼料稲を作るということで、なんら問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番、森本です。5番について説明致します。場所は、国道324号鬼池港付近より約1キロ山手に入ったところになります。譲渡人と譲受人は近所に住まわっていて、譲渡人は福祉施設に勤務しており、退職後は農地の管理が難しいということで譲受人に託すということでございます。譲受人は地区で優秀な専業農家でありまして、認定農家でもあります。家族全員で、びわ・レタス等多種に渡って栽培されております。なんら問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に6番について担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。6番について説明致します。場所ですが、城河原の中央より西に向かって1キロ程進んだところでございます。譲渡人は本渡にありまして、建設業を営んでおります。普段農業はしないので、譲受人が数年前より草払い等管理をしておられました。そういう関係で、今回譲ってほしいということになりました。譲受人は現在農業を一生懸命やっております、なんら問題ないと思いますので、よろしくお願致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番について担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。7番について説明致します。譲渡人と譲受人は親子関係であります。譲受人は3年程前より親父と一緒に農業に従事しております。親が90歳近くなりましたので、子へ農地を譲り現状のままがんばっていくということでした。なんら問題ないと思います。ご審議をよろしくお願致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次からの8番から10番に関しましては川崎委員に係る議案でございますので、しばらく会場の外で待機してください。

（17番川崎委員 退場）

8番について担当委員より説明をお願いします。

○18番（森岡一正君） 18番、森岡です。議長、8番9番10番について譲受人は同一人物

でありますので、一括して説明をしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○18番（森岡一正君） それでは、まず8番から説明を致したいと思います。8番の譲渡人は差し物大工でありまして、以前3条申請が出たのですが今回はその漏れ分でございます。それから9番についてはですな、譲渡人は兵庫県姫路市にお住まいで、譲受人が50年来に渡って耕作しておられる農地です。10番については、8番の譲渡人の父親でありまして、90歳位になる人です。どうしても農業はできないということでございます。なおまた、譲受人につきましては、皆さん方もご承知のとおり新和町では大水田農家でありまして、総面積は7町5反ばかり経営をされておられます。新和町の農業者としては、模範とするところでございます。この3つの農地につきましては、自宅から250メートル以内の農地でありまして、家族構成につきましては親2人、娘婿2人になっております。機械動力等につきましては、コンバイン4台、トラクターも5台ばかりあります。乾燥機も6台程ありまして人のもしてやられるというふうな状況でございますので、どうかその点ご理解いただき審議の程お願い致したいと思います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

(17 番川崎委員 入場)

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第47号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。太田町の申請人は貸駐車場とするため、亀場町の畑65㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。4条の1番を説明致します。場所は亀川から楠浦に通じる旧道を亀川から入ってきますと途中坂道になりますが、その途中のところになります。申請地は前方のスクリーンに映っていますけれど、太田町在住の申請人は近所の方の要望で65㎡の畑を貸駐車場として申請致しますとのこと。現在スクリーンには梅の木が映っておりますけれど、この梅の木を伐採して整地してクラッシュランを敷いて駐車場としたいということでございます。駐車場でありますので、給水はありません。雨水排水は道路側溝へ流します。区長さんの排水同意書、両脇に農地がありますので、その方の同意書も添付してあります。問題ないと思います。よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。下浦町の申請人は太陽光発電施設とするため、下浦町の畑516㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に太陽光発電施設を設置しているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。2番について説明致します。場所は下浦の駐在所付近です。スクリーンを見ていただくと分かると思いますが、右手の方には以前太陽光発電を設置していたのですが、これを拡張して今回の申請地にも設置してありますので、始末書が添付されています。申請地は516㎡ありますが、326㎡はのり面で実際は190㎡位しか使えないそうです。周囲に畑はありませんが、下の方に田がありますので、その同意書が添付されています。審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。松岡委員から説明がございましたけれども、これは昨日の新聞を私は切り抜いてきたわけですが、おそらく農業委員会にも出てくるであろうという予想からこれはわざわざ切り取ってきたということでもあります。申請人は既に着工しておって九州電力さんとの契約ははっきりしているかどうか、これは事業の問題でありますけれど、今後こういうことの申請があった場合に農業委員会として取り上げていいのかどうか、ということをおは新聞を見ながら考えたところでありますが、事務局の知っている範囲内でいいですから、説明を求めます。

○事務局（寺澤大介君） 九電の接続の件ですが、申請人は既にご自宅の屋根と少しスクリーンに映っていますが右の方でも太陽光発電をされていて、九電への接続契約は既に完了しているそうです。今回の申請はそれに追加分という形で変更の届もされているということでした。議案の件に関しましては、特に問題はないのではないかと考えます。今までもですが、今後は九電の接続契約の承諾通知書を申請の段階で添付してもらいますので、それで確認して審査していく予定です。現在県からは今回の九電の買い取り中断についての連絡はあっておりません。

○3番（川原昭雄君） 農家が所有している農地のところにこういうことが発生したわけですが、これは困ったなあというのが本当の気持ちです。みかんを栽培するよりも、あるいは水稻を作付けするよりも太陽光発電の方がよかったということがあるわけですが、ここで一回足並みを揃えて申請を受理していいかどうかの確認をしながら農業委員会には出していただきたいと。確実に県の方とも話をし、県は九州電力さんとも話をしながら、協議をしながら出すのが本来の申請じゃないかと思っておりますので、こういう発言をさせていただいたということでもあります。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。天草町の申請人は、貸駐車場としたいため、天草町の畑410㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に整地し駐車場として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。

申請地は、天草町下田南の国道沿いにあり、現在、既に貸駐車場として利用されております。本来であれば、10年程前に駐車場として造成した際に、転用申請をするべきであったのですが、所有者が申請漏れであることに気づき転用申請をされました。区長からの排水同意と始末書も添付されており、特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。佐賀県鳥栖市の譲受人は相続した実家の宅地拡張をするため、船之尾町の譲渡人から船之尾町の畑6.04㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に宅地の一部として利用しているため、始末書が添付され

ています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたように、佐賀県の方の父親が持っていた家でございますけれど、今回リフォームしようと思っていたところ、この6.04㎡がまだ農地のままであったということで始末書を付けて出されております。場所は切支丹館近くの道路の下になります。周辺に迷惑はかからないと思いますし、排水は公共下水道を利用するという事で問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。亀場町の借受人は、個人住宅を建築したため、本渡町の貸渡人から、本渡町の田689㎡の内251.90㎡を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。2番について説明致します。場所は川原町の交差点から少し入ったところで、緑山公園の手前でございます。申請人はアパートに住んでいるということですが、子どもが3人になり手狭になったので、父親の農地を借りて自己住宅を建築したいという申請でございます。問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。下浦町の借受人は、個人住宅を建築したいため、中村町の貸渡人から、中村町の畑204.8㎡を使用貸借権により借り受け転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明致します。申請人は実家の親より使用貸借により借り受け、自己住宅を建築したいというものです。場所は広瀬川にかかります広瀬橋の近くで、区画整理地内です。資料は6ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。柿の木を栽培してありました。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周辺は宅地化が進み、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。亀場町の譲受人は個人住宅を建築するため、福岡県宗像市の譲渡人から北原町の畑322㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。4番について説明致します。ただいま事務局説明のとおり、売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所は本渡北小学校の北側に位置します。資料は7ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。申請地は遊休地で、周囲の農地も遊休地ですが、同意書が添付してあります。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周辺は宅地化が進み、特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。亀場町の譲受人は、宅地を拡張したいため、亀場町の譲渡人から、亀場町の畑23㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に宅地として使用しているため始末書が添付されております。以上です。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。5条の5番について説明致します。場所は、亀川牛深線に薬屋がありますが、そこから山手の方へ少し入ったところです。亀場町在住の申請人は10年前に父親所有の土地を借り受けて自己住宅を建てられましたが、その時申請地も一緒に盛り土をして現在まで気づかず、庭の一部として使用してきましたが、今回地目が水田であることに気づき、23㎡を始末書を添付して申し訳ございませんということで申請されております。今後も庭の一部として利用しますということでございます。問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。下浦町の譲受人は、資材置場としたいため、下浦町の譲渡人から、下浦町の畑2筆433㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。6番について説明致します。まず場所ですが、本渡東小学校付近の国道から100m程中に入ったところです。譲受人は工務店をされております。建具とか鉄資材等を置く場所は遠いところにしかないものですから、近くに置きたいということで申請が出ております。農地は他に持っておられますが、申請地が会社から近く、周囲は山です。審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。本町の譲受人は農業用倉庫を建築するため、佐伊津町の譲渡人から佐伊津町の畑2,078㎡のうち749.47㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用地区域内農地となっております。農用地区域内農地は原則転用許可できませんが、農業用施設用地として用途区分が行われている農地で農業用施設を建設する場合は例外的に許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております。既に農業用倉庫を建築していますので、始末書が添付してあります。以上です

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。7番について説明致します。これは3条申請で出ていた譲渡人、譲受人全く同じであります。場所も3条と同じ場所で、本渡から鬼池港へ通ずる道をまっすぐ北へ進んだところです。スクリーンに映っています建物ですが、これは譲渡人が20年前に建てられた倉庫だそうでございます。始末書は譲渡人が書いていらっしゃいます。ここには既にトラクター等が置いてありました。大きく経営をされておりますので、4t車が余裕に回れる位のスペースもとってあります。周囲は譲受人の土地になります。北側にも農地がありますが、この位距離をとってあれば他の作物に影響することはないと見てきました。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 8番について説明します。五和町の譲受人は、農業用倉庫を建築したいため、五和町の譲渡人から、五和町の田1筆402㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○6番(森本文隆君) 6番、森本です。8番について説明致します。この案件は3条で申請されました譲渡人・譲受人と同一人物でございます。場所は五和町鬼池の友辻地区になります。写真をご覧のとおり、既に造成されておりますので始末書が付いております。譲受人は徐々に経営地を拡大されまして、作業機械も増え作業所が手狭になったということで、倉庫を建てたいということでありました。隣接の耕作者、区長の排水同意書も付いておりますので何も問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(藤崎眞二君) 9番について説明します。五和町の借受人は、太陽光発電施設を設置し売電したいため、有明町の貸渡人から、有明町の畑1,074㎡を使用貸借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、既に一部に太陽光発電施設を設置しているため始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番(浦上廣幸君) 11番、浦上です。9番について説明申し上げます。事務局より説明

がありましたとおり、前方のスクリーンをご覧くださいますと分かると思いますが、もう既に埋めてあります。場所につきましては、有明町大島子の江口であります。国道付近に島子小学校がありますが、すぐ近くの段上に太陽光発電施設を設置し売電をして管理したいということでございます。申請人は五和町手野の方で建設業をされておられます。約1年前に無断で申請地の一部に太陽光発電設備を設置しておられますので、今後2度としないということ始末書が添付されております。周囲の同意書と区長の排水同意も添付されております。雨水は側溝へ流すということで何も問題ないかと思っておりますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

○34番（倉田喜一君） 方角がちょっと分かりませんが、写真を見る限りでは申請地は陰だと思われそうです。こういうところに太陽光発電をしても効率が悪いのではないかと思いますので、説明をお願い致します。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。私が見に行ったところ、地主さんは日が良く当たるからとのことでした。私は21日に見に行ったのですが、スクリーンに映っていますように手前に少しパネルを設置してありまして、その奥に320枚太陽光パネルを設置される計画でございます。この影がどこから映してあるか私は分かりませんが、日は当たる場所でございます。よろしくお願い致します。

○34番（倉田喜一君） 手前の方が南であるならば、おそらく朝と夕方しか当たらないと思いますが、写真の時間帯が分からないのであればなんとも言えませんが、これだけの陰というのは、木を地主に切ってもらおうというのであれば別に問題ないと思います。

○11番（浦上廣幸君） これは1年前に設置してあるとですよ。それで九電へは相当電気を売っているのではないかと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はございませんか。

○35番（池田裕之君） 会長さんにお伺いしますが、今日いただいている資料の中の29ページに、再生可能エネルギーの推進についてそれぞれの市町村で協議会を作りなさいと書いてあるわけですね。まだ天草市がどうなっているのか分からなかったものですから、やはりこういう場所で、太陽光発電についてどういう場所で設置許可するとか、こういう場所なら駄目だ、とかいうものをある程度外郭を決めていただかないと、今のままでいけば農地について申請があがってきたら全部農業委員会の責任になってくるわけですよ。だから全体的に再生可能エネルギーの協議会を作られたならば、メンバーに是非入っていただいて、天草市としてどうするのかをがんばっていただけたらと思います。

○事務局（森内健二君） 先月だと思えますけれど、熊本市で再生可能エネルギーの説明会がありました。各市町村で協議会を作って色々方針とかを決めていくことになっていきますけれど、今のところ県内では実績はないということです。今から主管課がどこになるのかも分かりませんが、多分今からその話は出てくると思います。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 10番について説明します。栖本町の譲受人は、資材置場としたいため、栖本町の譲渡人から、栖本町の田969㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。10番について説明致します。申請地は栖本町湯船原にある栖本中学校付近になります。譲受人が土木業をされていまして、今使用している資材置場に家を建てたため資材置場が狭くなったということで、どこかないかを譲渡人へ相談されて今回の申請になりました。向かい側には別の会社の資材置場がありますし、周囲の同意や区長さんからの同意ももらっておりますので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第49号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第49号について説明します。資料②の7ページからご説明致します。利用権の新規設定の計画が8件、再設定の計画が7件、転賃の計画が4件、合計で

19 件、総面積は 75,965 m²となっております。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転貸分が 4 件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、12 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありました。各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 19 件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議題 50 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 50 号について説明します。資料②の 13 ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、倉岳町他 34 件、筆数が 61 筆、総面積は 40,631 m²となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、18 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは申請地の写真を前方スクリーンに映します。

ただいまのスライドは、資料 13 ページから 16 ページまでの、1 番から 51 番、倉岳町棚底の字高木、芋洗川、塔ノ尾、下塔ノ尾の 4 字にまたがる 51 筆の申請地の全景です。

ただいまのスライドは、棚底字高木、芋洗川の西側からの遠景です。

ただいまのスライドは、棚底字高木の南西側からの遠景です。

ただいまのスライドは、棚底字高木、塔ノ尾、下塔ノ尾の申請地の状況です。

ただいまのスライドは、48 番の申請地ですが、「農地」とすることが適当と思われます。

ただいまのスライドは、49 番の状況ですが、「農地」とすることが適当と思われます。

ただいまのスライドは、6 番、7 番の申請地ですが、「農地」とすることが適当と

思われます。

ただいまのスライドは、52番、53番、有明町須子字樋渡の申請地です。

ただいまのスライドは、54番、河浦町新合字曲り迫の申請地です。

ただいまのスライドは、55番、下浦町字柿塚の申請地です。

ただいまのスライドは、56番、志柿町字土井ノ丸の申請地です。

ただいまのスライドは、57番、志柿町字土井ノ丸の申請地です。

ただいまのスライドは、58番、59番、志柿町字土井ノ丸の申請地です。

ただいまのスライドは、60番、志柿町字土井ノ丸の申請地です。

ただいまのスライドは、61番、久玉町字下池林の申請地です。

以上です。

○議長（鶴田雄士君） 　ただいま説明がありました61件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　ご異議がありませんので、6番、7番、48番、49番は畑、残りは山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 　日程7、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 　報告事項につきましては、五和町より形状変更届けが1件あり、田に盛り土をして畑にするというものでした。許可不要転用届につきましては4、5条ともございませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成26年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。

午後3時10分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会　長

鶴田雄士

署名委員

川峯正美

署名委員

川崎眞二